

令和7年度放課後児童クラブ利用案内

1. 放課後児童クラブの概要

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として、各小学校区に設置しています。

開所日、開所時間、利用料金等の詳細は、各放課後児童クラブにお問い合わせください。

【令和7年2月1日時点】

対象校	名 称	所 在 地	電話番号
宇佐美	学童保育わんぱくクラブ	宇佐美 1627-1（宇佐美小学校内）	47-6001
伊東	伊東っ子児童クラブ	大原二丁目 2-6（伊東小学校地内）	36-2844
南	学童保育どろんこクラブ	玖須美元和田 716-87（南小学校内）	45-6937
	第二放課後児童クラブ(仮称)	玖須美元和田 727-220 Tryビル1階	36-5512
大池	ひまわりクラブ	吉田 824-4（大池小学校内）	48-7850
富戸	富戸すまいるクラブ	富戸 594（富戸幼稚園内）	51-8818
八幡野	やんも kids クラブ	八幡野 989-89 鎌倉屋ビル1F	54-6922
池	池小学童クラブサニーサイド	池 458-4	27-1211

※南小学校の放課後児童クラブ利用者の増加に伴い、令和7年4月より、「第二放課後児童クラブ(仮称)」を新規開所します。（伊東っ子児童クラブでの南小児童の受入れは令和7年3月31日をもって終了します。）

2. 利用対象児童

次のいずれかの事由により、保護者が放課後の時間に家庭で保育することができない児童が対象となります。

事由	利用要件 ・ 必要書類
就労	・放課後の時間を含み、月60時間以上の就労をしていること。 ※1日4時間以上かつ月15日以上就労が目安となります。 ※離職に伴う求職活動中の利用は、離職日から起算して90日目以降が属する月の末日までとなります。 【必要書類】 就労証明書
就学	・放課後の時間を含み、大学、専門学校、職業訓練校等に就学していること。 【必要書類】 申込理由書、在学証明書(学校所定のもの)
傷病 障害	・保護者の傷病・障害により、放課後の時間に児童を保育することが困難であること。 【必要書類】 申込理由書、診断書又は身体障害者手帳等の写し
出産	・出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から、産後8週目の日が属する月の末日までであること。 【必要書類】 申込理由書、母子健康手帳(表紙及び出産予定日記載ページ)の写し
介護 看護	・親族等の介護・看護により、放課後の時間に児童を保育することが困難であること。 【必要書類】 申込理由書、診断書又は介護保険証、身体障害者手帳等の写し

※利用申込者が定員を超える場合には、国が示す優先利用に該当する者が優先されます。

優先利用者の例 (順不同)	・ひとり親世帯の場合 ・低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる場合 ・虐待やDVなどのおそれがあるなどの社会的養護が必要と考えられる場合 ・兄弟姉妹が既に放課後児童クラブを利用している場合 ・保護者が放課後児童クラブの支援員(補助員)として勤務している場合
------------------	---

3. 利用申込について

放課後児童クラブ利用申込書に必要書類を添えて、各放課後児童クラブに提出してください。

- (1) 申込書類は、各放課児童クラブ又は市ホームページから取得できます。
- (2) 利用申込書は、利用児童ごとに必要です。
- (3) 利用申込書に添付する就労証明書、申込理由書等は、世帯ごとに必要です。

※児童と同居する父母(内縁関係・事実婚等を含む)について、それぞれ必要です。

- (4) 就労証明書は必ず就労先に作成を依頼してください。

※内容について疑義が生じた場合、市が直接就労先に確認する場合があります。

- (5) 申込書類の記載例は市ホームページに掲載しています。

4. 利用に関する注意事項について

- (1) 保護者会による自主運営を行う放課後児童クラブについては、利用期間中、運営に対する協力を求められることがあります。
- (2) 放課後児童クラブの運営適正化を図るため、利用期間中に開所日及び開所時間が変更となることや利用料金が改定されることがあります。
- (3) 次の事項に該当する場合、利用の決定を取消すことがあります。
 - ① 利用申込みの内容が事実と相違するとき
 - ② 放課後児童クラブの利用に関するルールが守られないとき
 - ③ 「他の児童・職員に危害を加える行為(暴言・暴力)」や「故意に設備・備品等を破損させる行為」などにより、安全な保育の実施に著しく支障をきたすと判断するとき
 - ④ 3か月分以上の利用料金を滞納したとき
- (4) 児童に関する情報について、関係機関等(市・学校・児童相談所・その他専門機関等)と情報共有することがあります。

5. 利用をやめる場合について

放課後児童クラブの利用をやめる場合は、利用辞退届を放課後児童クラブへ提出してください。利用をやめる日を遡ることはできませんので、直近の利用がない場合でも、在籍期間に応じて利用料金が発生します。

6. お問い合わせ先について

- (1) 利用申込みに関するご質問、ご不明な点は各放課後児童クラブにお問合せください。
- (2) 放課後児童クラブでは、支援員・補助員(資格なし)として勤務していただける方を随時募集しています。募集の有無、勤務・採用条件等は各放課後児童クラブにお問合せください。

伊東市幼児教育課 幼児教育係
電 話: 0557-32-1951
E-mail: youji@city.ito.shizuoka.jp